

## あっせん事業からのお知らせ

新たにあっせん事業が追加されました。  
詳細については、互助会HPをご覧ください。

エンゼルハウス……注文住宅、アパート、リフォーム施工において特別割引が受けられます。  
レオパレス21……賃貸借契約が成立したとき、契約金額から割引が受けられます。

お問い合わせ ☎

互助会 043-223-4141

## 退職互助事業を紹介します

お問い合わせ ☎

互助会 043-223-4141

互助会では、退職される皆様のために“退職後も互いに支え合う「退職互助事業」”を行っています。  
事業の中心は、医療費の補助です。入院だけではなく、**外来診療(通院)にも対応した補助事業をメインに行っています。**

また、人間ドックの補助等、現職時になじみのある事業も行っていきます。

事業内容	
医療費補助金	<p>会員が傷病により保険適用医療機関で受診したときに、<b>保険診療自己負担額</b>に対し給付します。ただし、国又は地方公共団体等から医療費に相当する給付金の支給があるときは、その額を控除して得た額に対し給付します。</p> <p><b>外来・入院・薬代の領収書合計額</b>に対し、</p> <p>①満55歳～69歳の会員 ⇨ 5割(円未満切り捨て) 年度内給付上限額: 120,000円</p> <p>②満70歳以上の会員 ⇨ 500円ごとに100円 年度内給付上限額: 38,000円</p> <p>〈例〉領収書の合計額が3,200円の場合 <math>3,200 \div 500 = 6.4 \rightarrow 6 \times 100 = 600</math>(円)</p>
人間ドック利用補助金	<p><b>人間ドックを受診したときは、10,000円</b>を限度に給付します。 (事業年度内1回を限度とします。)</p>
福祉施設利用補助金	<p><b>互助会指定の宿泊施設及び公立学校共済組合宿泊施設を利用したときは、1泊(1,000円以上の支払)につき、1,000円</b>を給付します。 (同一施設の宿泊は、連続2泊まで補助します。)</p>
長寿記念品	<p>喜寿(77歳)・米寿(88歳)・白寿(99歳)の年齢になられたとき、<b>記念品</b>を贈呈します。</p>
会報の配付	<p>退職互助事業の内容等をお知らせするために、「<b>退互だより</b>」を年1回、全会員に配付します。</p>
各種あっせん事業	<p>観劇、宿泊施設、遊園施設、レンタカー、ゴルフ場・ゴルフ練習場、引越し、旅行割引、通信講座、英会話、住宅相談、住宅資金、住宅リフォーム、劇場、物販、ライフサポートサービス、遺言信託等が会員証の提示等で割引利用できます。</p>
死亡給付金	<p>不幸にしてお亡くなりになられたときに給付します。</p> <p>満55歳以上の会員の死亡 10,000円 満55歳未満の会員の死亡 50,000円</p>

事業並びに事業内容については、規則改正等により変更する場合があります。

**加入手続きはこちらです!任意加入なのでよくお考えになって手続き願います。  
申込期間は、年度末退職者であれば、翌年の2月まで受け付けます。**

加入資格	退職時50歳以上で、1年以上互助会に加入している互助会員 ※50歳以上の配偶者の方も同時に加入できます。 ※会員期間は、終身のため、中途退会できません。																																					
申込方法	「退職互助事業加入申込書」を提出してください。 ※配偶者が加入する場合は、配偶者の加入申込書及び生年月日を確認するための保険証等の写しが必要です（配偶者だけでは加入できません）。																																					
申込期間・加入日	加入申込期間	加 入 日																																				
	①退職後1か月以内 退職した日から1か月以内に、提出してください。 (例)平成30年3月31日に退職した場合、平成30年4月1日から会員となります。	退職日の翌日																																				
	②退職後2か月目から最初の2月末日まで 加入申込書に、会費の振込通知書（コピー可）を添えて提出してください。加入申込書の日付は、会費の振込日を記入してください。 (例)平成30年3月31日に退職し、平成30年7月15日付けで加入申込書を提出した場合、平成30年8月1日から会員となります。	加入申込書提出日の翌月1日																																				
会費の納入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○①の場合、退職者本人の会費は、退職慰労金を充当し、不足がある場合は、振込用紙を送付します。</li> <li>○②の場合、退職者本人の会費は、退職慰労金から充当できませんので、振込みになります。</li> <li>○配偶者が加入する場合は、振込みになります。加入時の年齢に応じて、会費を一括納入していただきます。</li> <li>○会費の納入は、加入時のみ1回限りです（終身会員）。</li> <li>○納入いただいた会費については、お返しすることができません。</li> </ul>																																					
会費	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="11">平成30年度加入会員一人当たりの会費</th> <th>(単位:万円)</th> </tr> <tr> <th>年齢</th> <th>50</th> <th>51</th> <th>52</th> <th>53</th> <th>54</th> <th>55</th> <th>56</th> <th>57</th> <th>58</th> <th>59</th> <th>60歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td colspan="6">67</td> <td>65</td> <td>63</td> <td>61</td> <td>59</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table>		平成30年度加入会員一人当たりの会費											(単位:万円)	年齢	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60歳以上	金額	67						65	63	61	59	57
平成30年度加入会員一人当たりの会費											(単位:万円)																											
年齢	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60歳以上																											
金額	67						65	63	61	59	57																											

加入までのスケジュール

1 4月1日加入希望者

- (1)申込期限：4月末日(加入取消についても同日まで)
- (2)退職慰労金を会費へ充当：5月下旬
- (3)会費不足額の納入(不足者及び配偶者分)：5月下旬～6月上旬
- (4)加入承認及び会員証等の送付：入金確認後6月下旬(4月1日以降の事業請求に係る領収書を保管願います。)

2 6月1日以降の加入希望者

- (1)申込期限：退職後2か月目から最初の2月末日まで
- (2)会費の納入期限：加入を希望する月の前月の末日まで
- (3)加入承認及び会員証等の送付：加入希望月上旬(加入希望月の1日以降の事業請求に係る領収書を保管願います。)

※今年度末退職予定の方は、「ゆとり」で同内容をご確認いただけます。